

2024年4月24日
株式会社東京証券取引所
上 場 部

監理銘柄（確認中）指定理由の追加について

下記のとおり、監理銘柄（確認中）の指定理由を追加することにしましたので、お知らせします。

記

- 銘柄 株式会社グッドスピード 株式
(コード：7676、市場区分：グロース市場)
- 指定理由 2024年4月24日（水）
追加日
追加理由 特別支配株主が株式等売渡請求を行うことを決定したことに係る開示に準ずる発表等を行ったときに該当するため
(関連条項) (有価証券上場規程施行規則第604条第1項第23号)
- 理由の詳細 株式会社グッドスピード（以下「同社」という。）は、2024年3月1日、株式会社宇佐美鉱油（以下「公開買付者」という。）による同社株式の公開買付け（公開買付け成立後に株式併合によって同社株式の上場廃止を企図するもの）について、賛同の意を表明したため、当取引所は、同社株式を監理銘柄（確認中）に指定しています。
本日、同社は、当該公開買付け成立後の手続きとして、株式併合を行う予定としていたものを、株式併合又は公開買付者が株式等売渡請求を行う予定に変更することとし、当該手続き変更後の公開買付けについて、同社は賛同の意を変更しない旨を表明しました。
同社が当該請求を承認したときにも、同社株式は上場廃止となることから、当取引所は同社株式について上場廃止となるおそれがあると認め、監理銘柄（確認中）の指定理由を追加します。

以 上

2024年4月9日
株式会社東京証券取引所
上 場 部

監理銘柄（確認中）の指定理由の一部除外について（指定の継続）

下記のとおり、現在、監理銘柄（確認中）に指定している銘柄について、指定理由の一部除外を決定しましたので、お知らせします。

記

- 銘柄 株式会社グッドスピード 株式
(コード：7676、市場区分：グロース市場)
- 指定理由 2024年4月10日（水）
一部除外日
除外理由 四半期報告書を提出したため
(関連条項) (有価証券上場規程施行規則第604条第3項本文
有価証券上場規程施行規則第604条第1項第10号a)
- 理由の詳細 当取引所は、株式会社グッドスピード（以下「同社」という。）が法定提出期限（延長承認を受けている場合は、延長後の法定提出期限）までに2024年9月期第1四半期報告書（以下「当該報告書」という。）を提出できる見込みのない旨の開示を行ったことから、2024年3月29日に監理銘柄（確認中）の指定理由を追加していました。
本日、同社は当該報告書を提出したため、同社株式について、監理銘柄（確認中）の指定理由のうち、四半期報告書の提出遅延については、2024年4月10日付けで除外します。

(注) 同社株式は、別途、2024年3月1日より監理銘柄（確認中）に指定されており、当該指定については継続します。

以 上

2024年3月29日
株式会社東京証券取引所
上 場 部

監理銘柄（確認中）指定理由の追加について

下記のとおり、監理銘柄（確認中）の指定理由を追加することになりましたので、お知らせします。

記

- 銘柄 株式会社グッドスピード 株式
(コード：7676、市場区分：グロース市場)
- 指 定 理 由 2024年3月29日（金）
追 加 日
追 加 理 由 四半期報告書について、法定提出期限までに提出できる見込みのない旨の
(関連条項) 開示を、当該最終日までに行っているときに該当するため
(有価証券上場規程施行規則第604条第1項第10号a)
- 理 由 の 詳 細 株式会社グッドスピード（以下「同社」という。）は、本日、法定提出期
限（延長承認を受けている場合は、延長後の法定提出期限）までに2024
年9月期第1四半期報告書（以下「当該報告書」という。）を提出できる見
込みのない旨の開示を行ったため、当取引所は、同社株式について、上場廃
止となるおそれがあると認め、監理銘柄（確認中）の指定理由を追加しま
す。
なお、同社が当該報告書を、2024年4月10日までに提出しなかつ
た場合、当取引所は同社株式の上場廃止を決定します。

(注) 同社株式は、同社が2024年3月1日に、株式会社宇佐美鉱油による同社株式の上場廃止を企
図した公開買付けについて賛同の意を表明したため、監理銘柄（確認中）に指定されています。

以 上

2024年3月1日
株式会社東京証券取引所
上 場 部

監理銘柄（確認中）の指定について

下記のとおり、監理銘柄（確認中）に指定することになりましたので、お知らせします。

記

- 銘柄 株式会社グッドスピード 株式
(コード：7676、市場区分：グロース市場)
- 監理銘柄 (確認中) 2024年3月1日（金）から当取引所が上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで
指定期間
- 理由 (関連条項) 特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行うことに関する取締役会の決議を行った場合に該当するため
(有価証券上場規程施行規則第604条第1項第24号)
- 理由の詳細 株式会社グッドスピード（以下「同社」という。）は、株式会社宇佐美鉱油（以下「公開買付者」という。）による同社株式の上場廃止を企図した公開買付けについて、本日、賛同の意を表明しました。
公開買付け成立後の上場廃止に向けた手続きとして、公開買付者が、特定の者以外の株主の所有するすべての同社株式の数が1株に満たない端数となる割合で行う株式の併合に係る議案を株主総会に付議することを同社に要請し、当該議案が承認されたとき、同社株式は上場廃止となることから、当取引所は同社株式について上場廃止となるおそれがあると認め、監理銘柄（確認中）に指定します。

以 上